

平成30年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成 30年 9月 26日
法人名	社会福祉法人寿保育会

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
社会福祉法第45条の17第1項及び定款第17条第2項により法人の代表権を有する者は理事長のみとされているが、アルミ製遊具アニマルズ設置工事契約において、園長名で契約を締結している事例があった。ついては、法人の代表権を有する理事長名で契約を締結すること。	今後、法令の規定に従い適切な契約の締結をします。	